

第8章 水の安全・衛生対策

1 浸出等に関する基準

- (1) 飲用に供する水を供給する給水装置は、浸出に関する基準に適合しなければならない。
(省令第2条第1項)
※接合用シール材、接着剤等は、必ず、水道用途に適したものを使用すること。
- (2) 給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。
ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあつては、この限りでない。
(省令第2条第2項)
 - ① 排水機構は給水管の末端から分岐し、止水用具、逆止弁、排水柵を設置し、吐水口空間を設け、間接排水とすること。
 - ② 学校等の、一時的、季節的に使用されない給水装置には、停滞した水を容易に排除できるよう排水機構の設置を考慮すること。
- (3) 給水装置は、シアン、六価クロム、その他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されてはならない。(省令第2条第3項)
- (4) 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものではない。(省令第2条第4項)
 - ① ビニル管・ポリエチレン管等の合成樹脂管は、有機溶剤等に侵されやすいため、鉱油・有機溶剤等油類が浸透するおそれがある場所には、金属管（鋼管、ステンレス鋼管等）を使用することが望ましい。なお、合成樹脂管を使用する場合、さや管等で適切な防護措置を施すこと。
 - ② 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所は以下のとおり。
 - ア 自動車整備工場
 - イ 有機溶剤取り扱い事業所（倉庫）等
 - ウ ガソリンスタンドの構造、設備の基準については、「危険物の規制に関する政令」第17条第1項第4号に『給油空地及び注油空地は、漏れた危険物が浸透しないための総務省令で定める舗装をすること。』と規定され、「危険物の規制に関する規則」第24条の16には以下の要件を定めているが、金属管（鋼管、ステンレス鋼管等）を使用することが望ましい。
 - (イ) 漏れた危険物が浸透し、又は当該危険物によつて劣化し、若しくは変形するおそれがないものであること。
 - (イ) 当該給油取扱所において想定される自動車等の荷重により損傷するおそれがないものであること。
 - (ウ) 耐火性を有するものであること。

2 水撃限界に関する基準

- (1) 水栓その他水撃作用（止水機構を急に閉止した際に管路内に生ずる圧力の急激な変動作用をいう。）を生じるおそれのある給水用具は、水撃限界性能を有するものを用いること。
また、その上流側に近接して水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置を講じること。(省令第3条)

- ① 水撃作用を生じるおそれがある給水栓は以下のとおり。
- ア レバーハンドル式（ワンタッチ）給水栓
 - イ ボールタップ
 - ウ 電磁弁
 - エ 洗浄弁
 - オ 元止め式瞬間湯沸器
- ② 水撃作用について、特に注意が必要である場所は以下のとおり。
- ア 管内の常用圧力が著しく高い所
 - イ 水温が高い所
 - ウ 曲折が多い配管箇所
- ③ 水撃作用を生じるおそれがある場合は、発生防止措置、吸収措置を施すこと。
- ア 給水圧が高水圧となる場合、減圧弁・定流量弁等を設置し給水圧、流速を下げること。
 - イ 水撃作用発生のおそれがある箇所には、給水器具の上流側に近接して水撃防止器具等を設置すること。
 - ウ ボールタップを使用する場合、比較的水撃作用の少ない複式、親子2球式、定水位弁等から、給水用途に適したものを選定すること。
 - エ 受水槽等にボールタップで給水する場合、必要に応じ、波立ち防止板等を設置すること。
 - オ 水撃作用の増幅を防ぐため、空気の停滞が生じるおそれのある鳥居配管等は避けること。
 - カ やむを得ず空気の停滞が生じるおそれのある配管をする場合、これを排除するため、空気弁、排気装置等を設置すること。
- ④ 壁等に配管された給水管の露出部分は、適切な間隔で支持金具等により固定をすること。
- ア 柱や壁等に添わせ配管する場合は、クリップなどのつかみ金具を使用し、1～2mの間隔で建物に固定すること。なお、給水栓の取付け部は、特に損傷しやすいので座付き等を使用し、堅固に取付けること。
 - イ 構造物の基礎、壁等を貫通する場合、貫通部に配管スリーブを設け、スリーブとの間隙を弾性体で充填し、管の損傷を防止すること。
 - ウ 給水管は他の埋設物（管・構造物の基礎等）より30cm以上の間隔を確保し、配管するのが望ましいが、やむを得ず間隔がとれず、近接して配管する場合には、給水管に発泡スチロール、ポリエチレンフォーム等を施し、損傷防止を図ること。
- ⑤ 地盤沈下、振動等により破壊の生じるおそれがある場所に給水装置を設置する場合は、伸縮性、可とう性を有するものを使用し、分岐箇所に働く荷重の緩衝を図る構造とすること。
- ア 建物付近での沈下に対応する配管構造は、常時、点検ができるように保護ボックス、ピット内とし、また、建物基礎の位置等を考慮し、沈下に対し、有効な位置に設置すること。

図 8. 1 フレキシブル継手使用例（立上り保護ボックス）

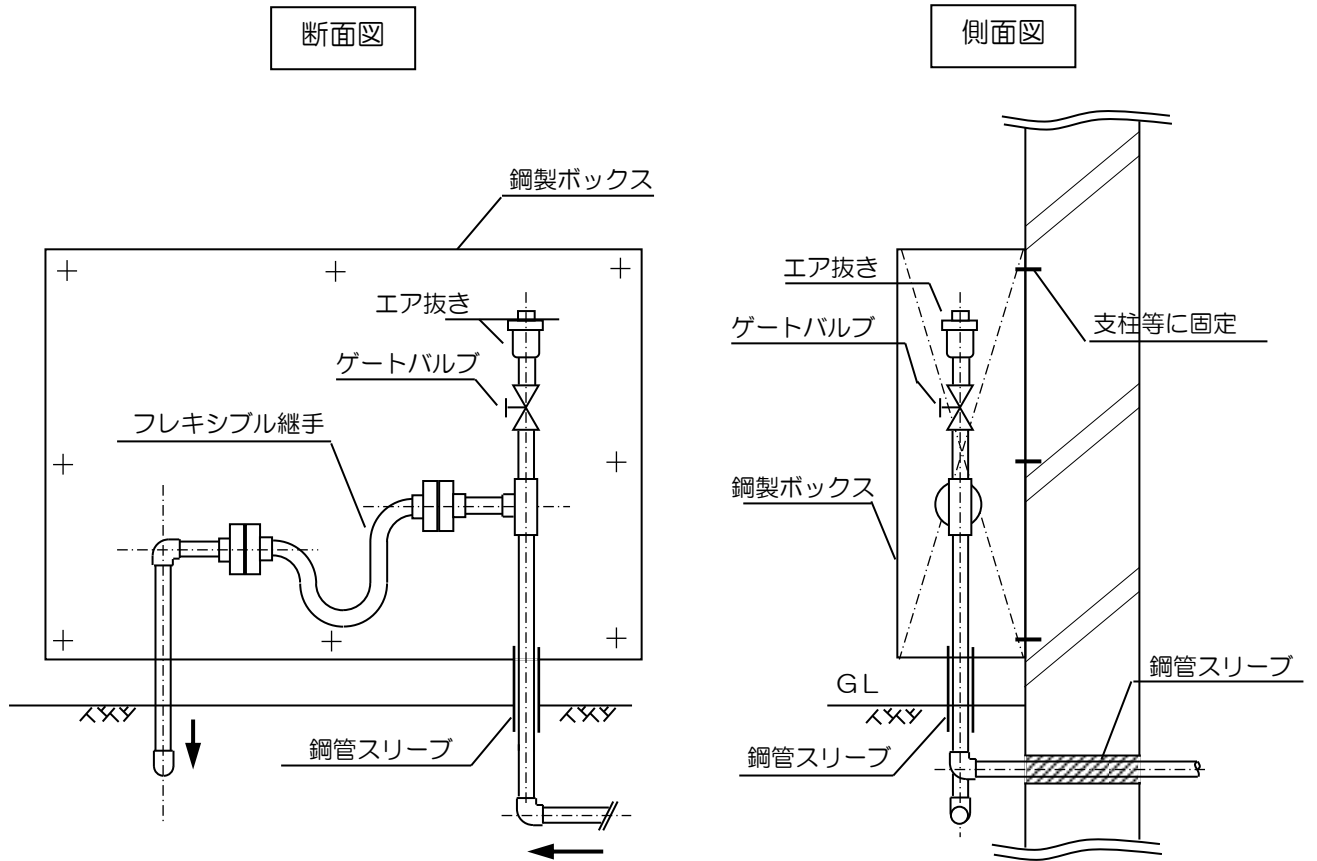


図 8. 2 フレキシブル継手使用例（地下式保護ボックス）

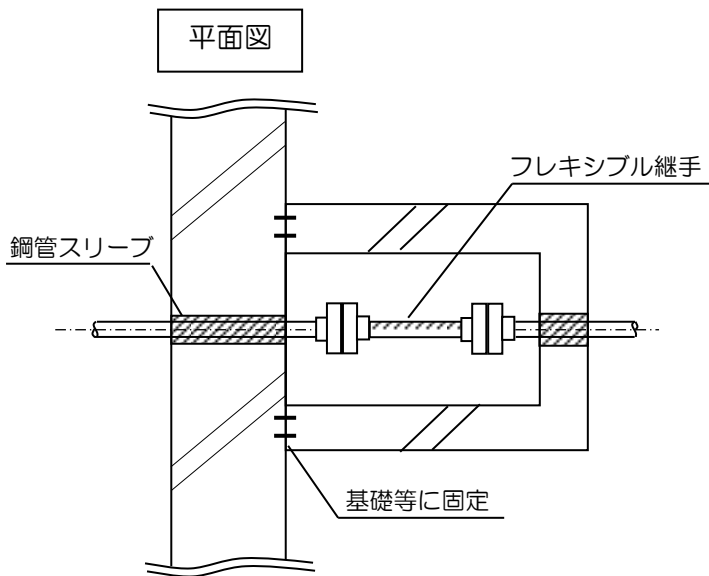
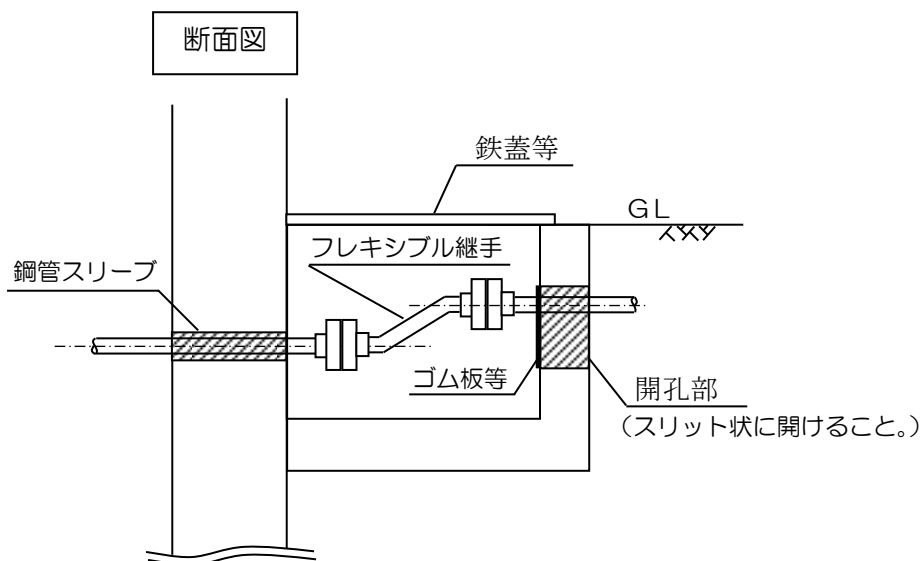


図 8. 3 フレキシブル継手使用例（地下式保護ボックス）



3 防食に関する基準

(1) 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。(省令第4条第1項)

※サドル付分水栓などの分岐部および被覆されていない金属製の給水装置は、ポリエチレンシート等により、被覆し、適切な侵食防止の措置を講じること。

① 管外面の防食工は以下のとおり。

- ア ポリチレンスリーブによる被覆
- イ 防食、粘着テープ等による方法
- ウ 防食塗料の塗布
- エ 被覆管の使用

② 管内面の防食工は以下のとおり。

- ア 密着コア
- イ ダクタイト管補修用塗料の塗布
- ウ 内面ライニング管の使用
- エ 管端防食継手の使用

(2) 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。(省令第4条第2項)

① 腐食の種類

ア 自然腐食

埋設されている金属管は、管の内面に水に、外面には湿った土壌、地下水等の電解質に常に接しており、電解質との電気化学的な作用で起こる侵食や微生物の作用による腐食を受けること。

イ 電気侵食（電食）

埋設されている金属管が、鉄道、変電所等に接近しており、漏えい電流などによる電気分解作用により侵食を受けること。

② 腐食の形態

ア 全面腐食

全面が一様に表面的に腐食する形で管の肉厚を全面に減少させ、管の寿命を短縮させる。

イ 局部腐食

腐食が局部に集中し、漏水等の事故を発生させるおそれがある。また、管の内面腐食によって発生する鉄錆のこぶが、流水断面を縮小させるとともに、摩擦抵抗を増大し、給水不良を招くおそれがある。

③ 腐食の起こりやすい土壌

ア 酸性またはアルカリ性の工場廃液等が地下浸透している土壌

イ 海浜地帯で地下水に多量の塩分を含む土壌

ウ 埋立地の土壌（硫黄分を含んだ土壌、泥灰地等）

④ 腐食の防止対策

ア 非金属管の使用

イ 金属管の適切な電気防食措置

⑤ 電気防食措置

ア 電氣的絶縁物による管被覆

イ 絶縁物による遮へい

ウ 絶縁接続法

エ 選択（直接）排流法

オ 外部電源法（強制排流法）

カ 低電位金属体の接続埋設法

⑥ その他の防食工

ア 異種金属管との接続は、異種金属用絶縁継手等を使用すること。

イ 金属管と他の構造物が接触するおそれのある場合は、ポリエチレンスリーブ、防食テープ等を使用し、管が直接構造物に接触しない措置を講じること。

4 逆流防止に関する基準

(1) 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、規定の吐水口空間を確保すること。また、逆流防止性能又は負圧破壊性能を有する給水用具を水の逆流を防止することができる適切な位置（バキュームブレーカにあつては、水受け容器の越流面の上方 150 mm以上の位置）に設置すること。（省令第5条第1項）

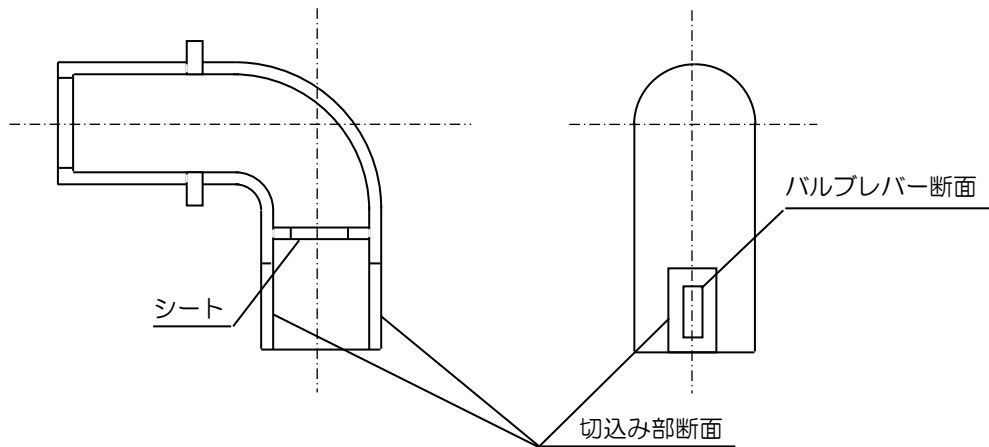
(2) 事業活動に伴い水を汚染するおそれのある有害物質等を取扱う場所に給水する給水装置にあつては、受水槽式にすること等により適切な逆流防止のための措置を講じること。（省令第5条第2項）

(3) 逆流防止のもっとも一般的で確実な手段である吐水口空間は、以下のとおりである。

① 吐水口空間とは給水装置の吐水口最下端から越流面までの垂直距離をいう。

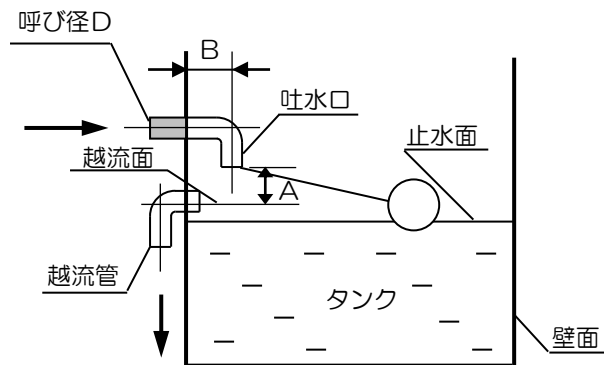
ア ボールタップの吐水口の切り込み部分の断面積（バルブレバーの断面積を除く）がシート断面積より大きい場合には、切り込み部分の上端を吐水口とする。

図 8. 4 ボールタップの吐水口（切込み部分の断面）



イ 越流面とは洗面器等の場合は当該水受け容器の上端、水槽等の場合は立取り出しにおいては越流管の上端、横取り出しにおいては越流管の中心をいう。

図 8. 5 越流管



Bの設定は、呼び径が 25 mm 以下の場合

ウ 規定の吐水口空間は、『表 8. 1』及び『表 8. 2』による。

表 8. 1 呼び径が 25 mm 以下の吐水口空間

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離 B	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 A
13 mm 以下	25 mm 以上	25 mm 以上
13 mm を越え 20 mm 以下	40 mm 以上	40 mm 以上
20 mm を越え 25 mm 以下	50 mm 以上	50 mm 以上

表 8. 2 呼び径が 25 mmを超える場合の吐水口空間

			越流面から吐水口の最下端								
			壁からの離れ B	までの垂直距 A	d'=呼び径×0.7 の場合 (単位: mm以上)						
				呼び径 (mm)	30	40	50	75	100	150	200
近接壁の影響が無い場合			1.7d'+5 mm以上	41	53	65	95	124	184	243	
近接壁の影響がある場合	1面の 場合	近接壁 3d 以下	3.0d'以上	63	84	105	158	210	315	420	
		3d を超え 5d 以下	2.0d'+5 mm以上	47	61	75	110	145	215	285	
		5d を超えるもの	1.7d'+5 mm以上	41	53	65	95	124	184	243	
	2面の 場合	近接壁 4d 以下	3.5d'以上	74	98	123	184	245	368	490	
		4d を超え 6d 以下	3.0d'以上	63	84	105	158	210	315	420	
		6d を超え 7d 以下	2.0d'+5 mm以上	47	61	75	110	145	215	285	
		7d を超えるもの	1.7d'+5 mm以上	41	53	65	95	124	184	243	

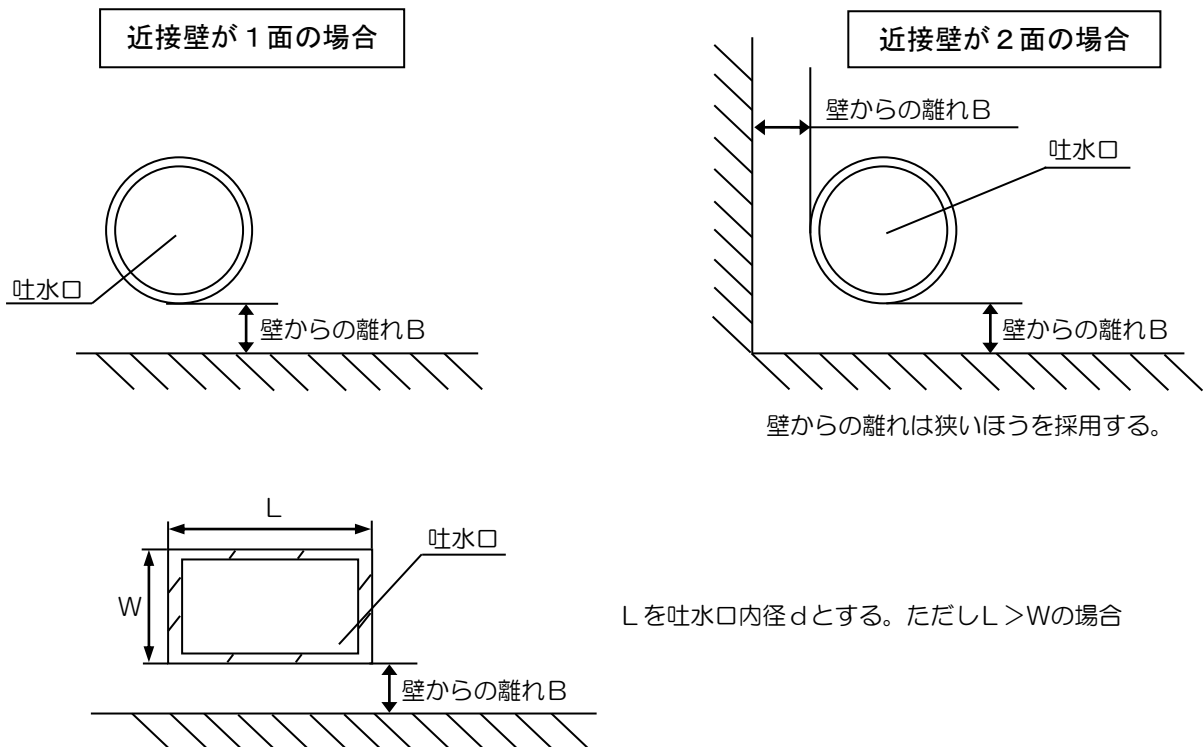
d : 吐水口の内径 (mm) d' : 有効開口の内径 (mm)

吐水口の断面が長方形の場合は長辺を d とする。

越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。

壁からの離れ B は、『図 8. 6』による。

図 8. 6 水槽等の場合の壁からの離れ



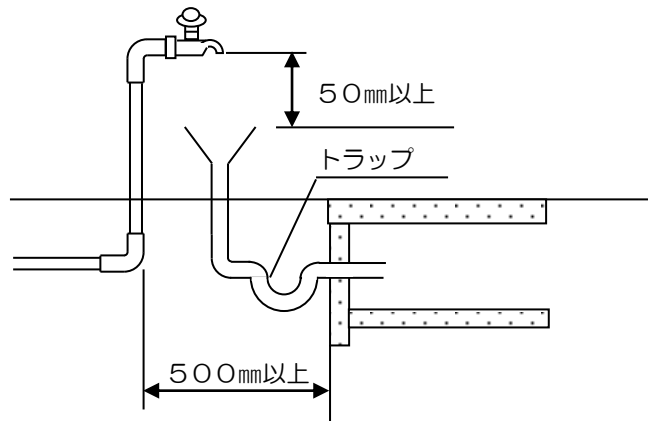
エ 浴槽に給水する場合、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は 50 mm未満であってはならない。

オ プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は 200 mm未満であってはならない。

い。

カ 給水栓吐水口と浄化槽希釈水注入管とは、直結してはならない。この場合の給水栓吐水口と浄化槽希釈水注入管との間隔は、最低 50 mm以上、給水管と浄化槽の壁との間隔は 500 mm以上それぞれ離すこと。(図 8. 7)

図 8. 7 給水管と浄化槽壁との間隔



- ② 吐水口空間の確保が困難な場合、あるいは逆流が生じるおそれのある吐水口ごとにバキュームブレーカ、逆止弁又は、これらを内部に有する給水用具を設置して、逆流防止措置を講じること。
- ア メーター装置に付属して設置する逆止弁装置は、『メーターの設置』による。
- イ やむを得ず大便器用洗浄弁（フラッシュバルブ）を使用する場合は、必ずバキュームブレーカを設置すること。

※ 水圧調整区の末端や濁水に伴う減圧給水を考慮した場合、大便器洗浄弁に必要な水量・水圧が確保できないおそれがあるため、大便器洗浄弁の設置は、控えることが望ましい。

(4) 逆止弁の設置

- ① 逆止弁は、設置箇所により、水平のみのものや立て取付け可能なものがあり、構造的に損失水頭が大きいものもあることから、適切なものを選定し設置すること。
- ② 維持管理が容易な箇所に設置すること。
- ③ 受水槽のみに給水する場合、吐水口空間を確保していれば逆流の可能性は無いが、無届工事にて受水槽までの配管に水栓などを設置した事態などを考慮し、逆止弁を設置すること。

(5) バキュームブレーカ

給水管内に負圧が生じたとき、逆サイホン作用により使用済の水その他の物質が逆流し汚染されることを防止するため、負圧部分へ自動的に空気を取り入れる機能を持つ給水用具

- ① 負圧を生じるおそれのあるもの

ア 洗浄弁等

大便器用洗浄弁を直結して使用する、便器が閉塞し、汚水が便器の洗浄孔以上に溜り、給水管内に負圧が生じ、便器内の汚水が逆流するおそれがある。

イ ホースを接続使用する水栓等

機能上又は使用方法により逆流の生じるおそれのある給水用具には、ビデ、ハンドシャワー付水栓（バキュームブレーカ付きのものは除く。）、ホースを接続して使用するカップリング付水栓、散水栓等がある。特に給水栓をホースに接続して使う洗車、池、プールへの給水などは、ホース

の使用方法によって給水管内に負圧が生じ、使用済の水、洗剤等が逆流するおそれがある。

② 種類

バキュームブレーカは次の種類がある。

- ア 圧力式
- イ 大気圧式

③ 設置場所

圧力式は給水用具の上流側（常時圧力のかかる配管部分）に、大気圧式は給水用具の最終の止水機構の下流側（常時圧力のかからない配管部分）とし、水受け容器の越流面から 150 mm 以上高い位置に取り付けること。

(6) 水道水を汚染するおそれのある有害物質等を取扱う場所

化学薬品工場、クリーニング店、写真現像所、めっき工場等水を汚染するおそれのある有毒物等を取り扱う場所に給水する給水装置にあつては、一般家庭等よりも厳しい逆流防止措置を講じる必要がある。

このため、最も確実な逆流防止措置として受水槽式とすることを原則とする。なお、確実な逆流防止機能を有する減圧式逆流防止器を設置することも考えられるが、この場合、ごみ等により機能が損なわれないよう維持管理を確実に行う必要がある。

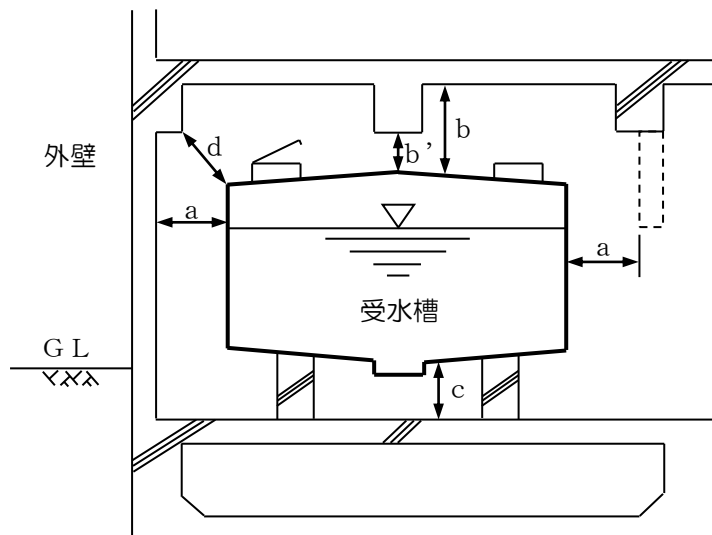
5 凍結防止に関する基準

- (1) 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれがある場所にあつては、耐寒性能を有する給水装置を設置すること。又は、断熱材で被覆すること等により適切な凍結防止のための措置を講じること。（省令第6条）
- (2) 凍結のおそれのある場所の屋外配管は、原則として、土中に埋設し、かつ埋設深度は凍結深度より深くすること。
- (3) 防寒措置は、耐寒性能を有する給水用具を設置するか、又は給水装置を発泡スチロール、ポリスチレンフォーム、ポリエチレンフォーム等の断熱材や保温材で被覆すること。

6 クロスコネクションに関する基準

- (1) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直結されていないこと。（施行令第5条第1項第6号）
 - ① 給水装置は、配水管と水の利用者を結ぶ装置であり、その不適正工事による水の汚染は、水の利用者へ危害を及ぼすとともに、配水管を介して他の多数の水の利用者へも危害を及ぼすことになり得る。
 - ② 給水装置工事に関する事故例は主に、クロスコネクションによる汚水の混入と吐水口空間が確保されていない場合の負圧発生による逆流がある。
- (2) 用途の異なる管が給水管と近接配管され、外見上判別が困難な場合は、管の外面にその用途が識別できるよう表示すること。

図9. 2 受水槽設置断面図



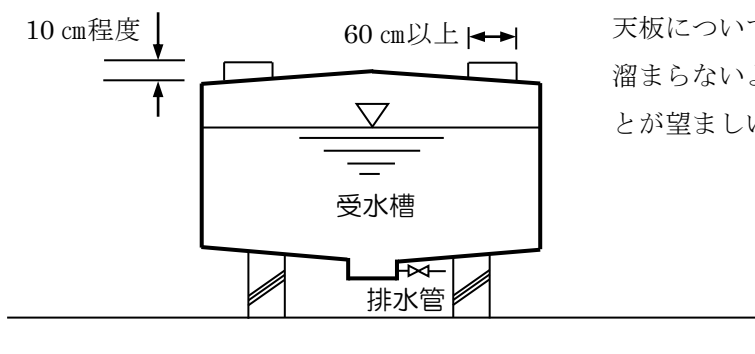
a, b, cのいずれも保守点検が容易にできる距離とする。

(標準的には $a, c \geq 60 \text{ cm}$, $b \geq 100 \text{ cm}$)

梁、柱等はマンホールの出入りに支障となる位置としてはならず、b', dは保守点検に支障のない距離とする。

「水道施設維持管理指針」より

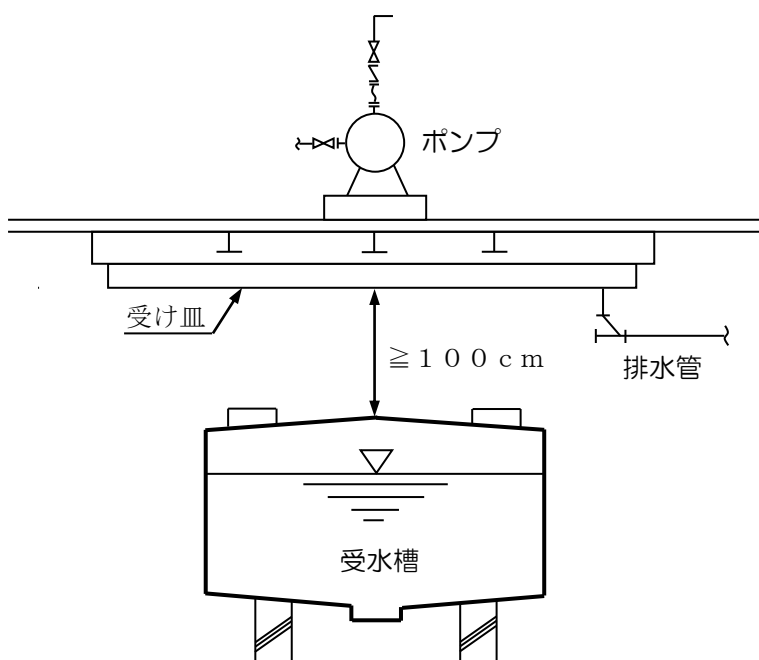
図9. 3 マンホール及び排水管の設置



天板については、雨水、清掃時の洗浄水が、溜まらないよう 1/100 程度の勾配を付けることが望ましい。

「水道施設維持管理指針」より

図9. 4 受水槽上部に機器類を設置した場合



「水道施設維持管理指針」より

② 十分な強度を有し、水密性に富むこと。

ア 受水槽は、水質に影響を与えない材料を用いるとともに、水密性を確保すること。

イ 受水槽には満水、減水警報を設け、その受信機は管理人室等の人が常駐する場所に設置すること。

③ 水槽内の水が汚染されないこと。

ア 受水槽の天井、底又は周辺は、受水槽の外部より衛生上有害な物質の流入、浸透の危険を排除するため、建築物の床板や外壁などと兼用できない。

イ 受水槽の流入管には、逆流防止のための吐水口空間を確保すること。

ウ 受水槽には、ほこりその他衛生上有害な物質が入らないようオーバーフロー管及び通気のための装置を有効に設けること。

オーバーフロー管は、流入水量を十分排出できる管径とし、その排水口は間接排水とするため、開口しておくこと。この開口部には、オーバーフロー管の有効断面積を縮小したり、排水時の障害がないような金網などを取り付けること。また、通気装置に金網などを取り付ける場合は、通気のために必要な有効断面積が縮小され、通気装置の機能を低下させないように注意すること。

有効容量が 2 m^3 未満の受水槽では、オーバーフロー管で通気が行われるため、通気装置は不要である。

エ 受水槽は、槽内の水が滞留し、停滞水が生ずることのないよう受水槽の流入口と揚水口を対称的な位置に設けること。また、受水槽が大きい場合は、有効な導流壁を設けることが望ましい。

なお、受水槽は点検、清掃及び補修時に断水しないよう1層を2分割できる構造とすることが望ましい。

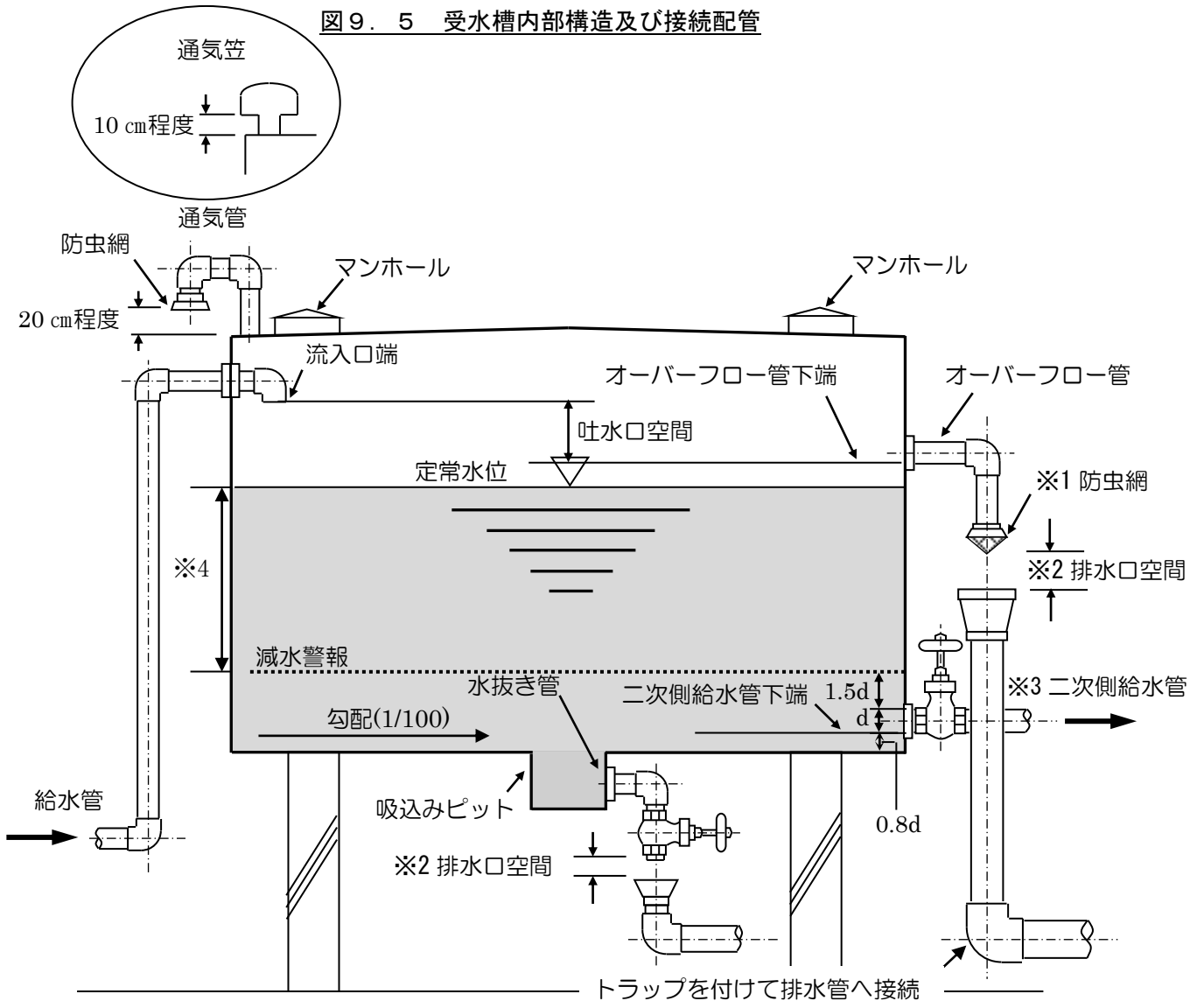
オ 1層を2分割等した受水槽又は複数の受水槽から一系統で給水する場合、各水槽の水位が一定となるように連通管を設置することが望ましい。

(2) 高置水槽

① 高置水槽の構造及び材質は、受水槽に準ずるほか、その設置位置は、給水用具が円滑に作動するような高さにすること。

② 高置水槽には、受水槽以下設備以外の配管設備を直接連結してはならない。やむを得ず消火用水の圧送管を高置水槽に連結する場合は、消火用水が圧送時に高置水槽へ逆流するのを防止するため、必ず逆止弁などを取り付けること。

図9.5 受水槽内部構造及び接続配管



- ※1 防虫網の大気に開口している面積は、オーバーフロー管の断面積以上であること。
- ※2 排水口空間は、15 cm以上であること。
- ※3 二次側給水管は底面より少し上から取り出すこと。
- ※4 受水槽の有効容量は、減水警報から定常水位までの間に貯水する量をいう。

図9.6 排水口空間

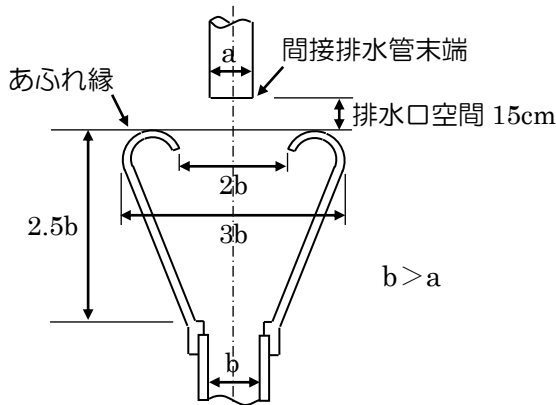
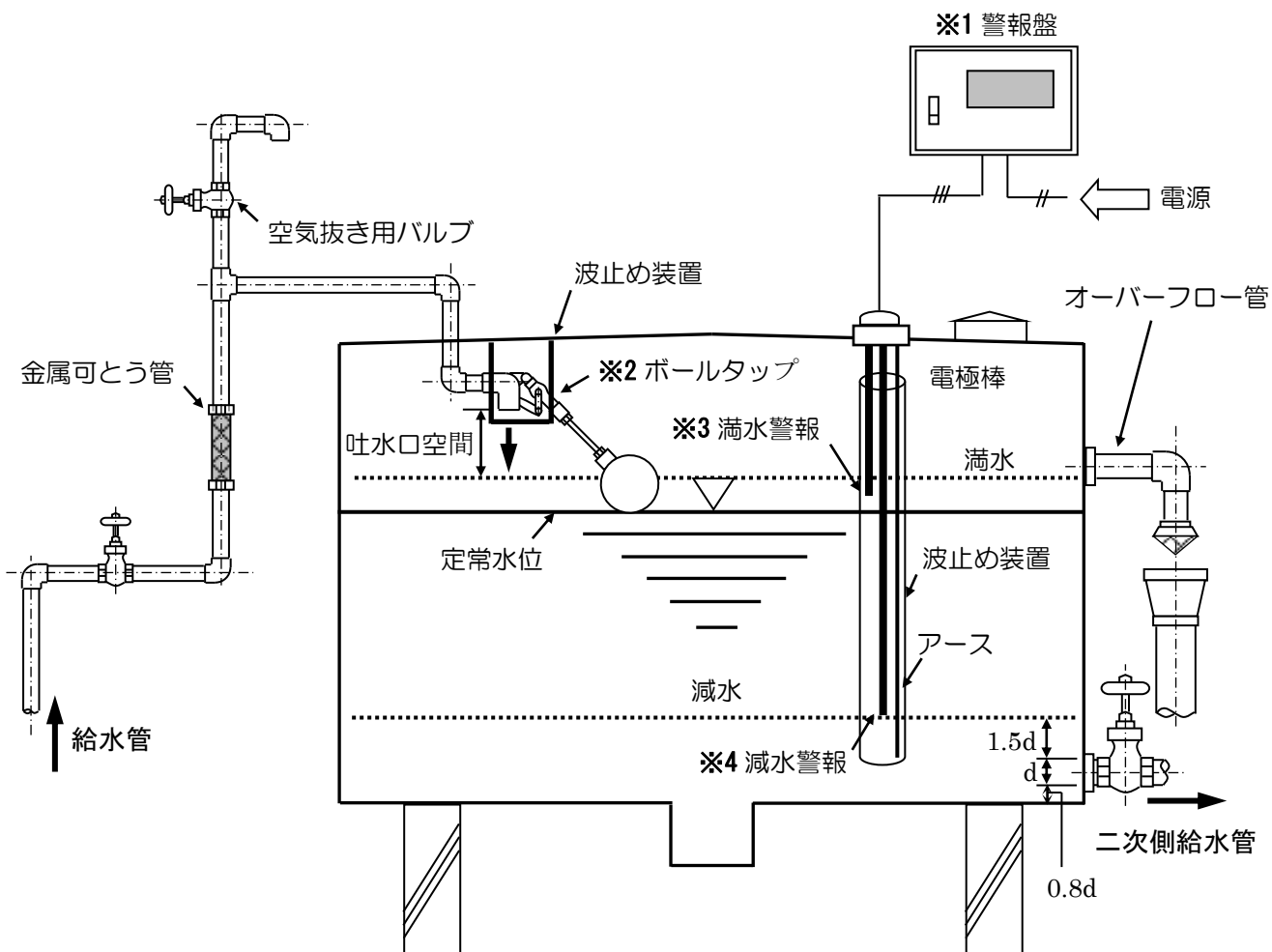
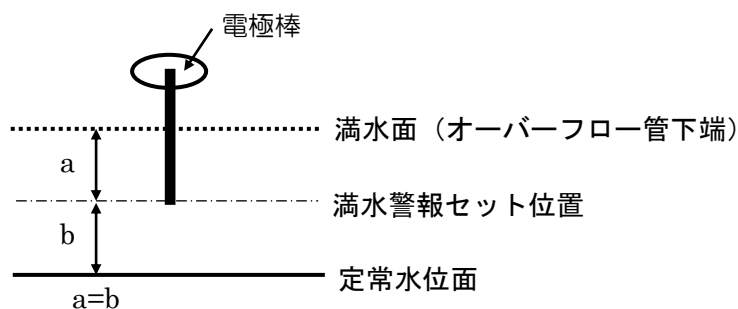


図9. 7 受水槽の内部構造及び警報（ボールタップ）φ20mm



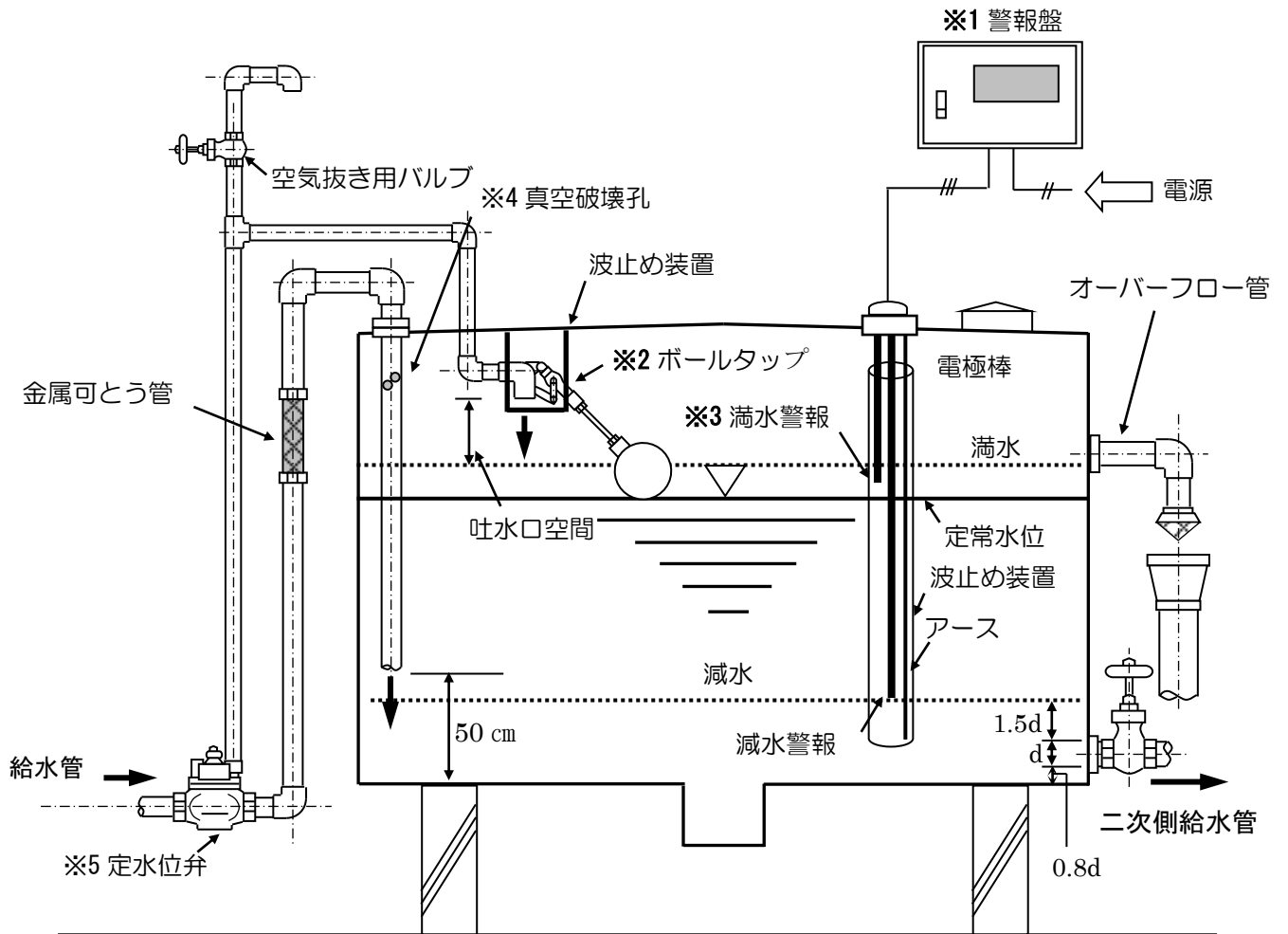
- ※1 警報盤から管理人室などで警報が確認できること。
管理人室から満水、減水が確認できることが望ましい。
- ※2 ボールタップは維持管理面を考慮して信頼できる複式ボールタップが望ましい。
なおφ25 mm以上のボールタップは、水撃作用を防止するため、定水位弁を設置すること。
- ※3 満水警報は、満水面と定常水位面のちょうど中間にセットすることが望ましい。

図9. 8 満水警報セット位置（詳細）



- ※4 減水警報は、二次側給水管上端から二次側給水管口径（d）の1.5d以上の位置にセットすること。

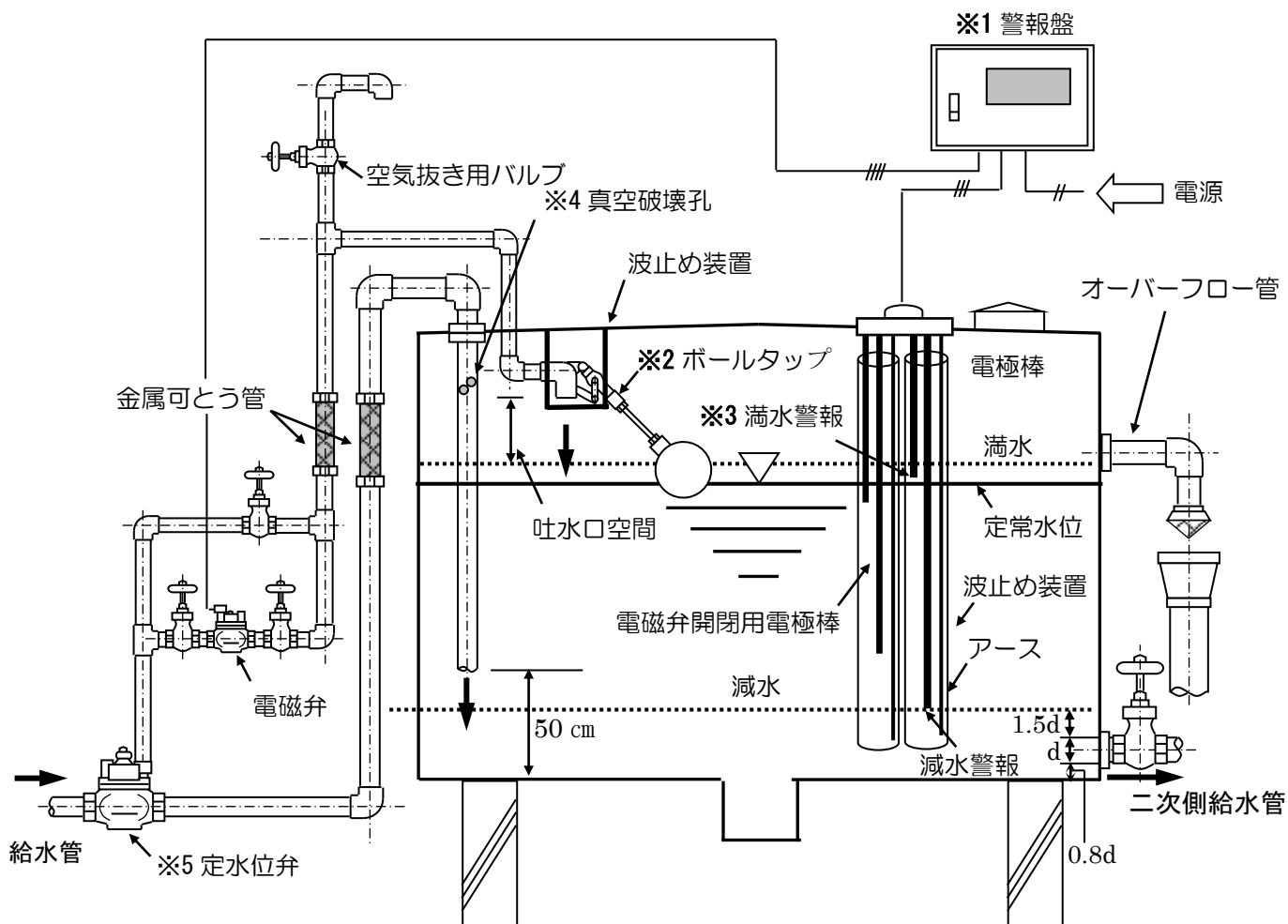
図 9. 9 受水槽の内部構造及び警報（定水位弁）φ25mm, φ30mm



バルブ、ストレーナを経由すること。

- ※1 警報盤から管理人室などで警報が確認できること。（満水、減水が確認できることが望ましい。）
- ※2 ボールタップは維持管理面を考慮して信頼できる複式ボールタップが望ましい。
なお、φ25 mm以上のボールタップは、水撃作用を防止するため、定水位弁を設置すること。
- ※3 満水警報は、満水面と定常水位面のちょうど中間にセットすることが望ましい。
- ※4 定水位弁の吐水口には、波立ちを防止するため、受水槽底面より 50 cm程度の位置にセットし、オーバーフロー管より高位置に真空破壊用の吐水口断面積の 1/2 以上の孔を空けること。
- ※5 定水位弁は、バルブ、ストレーナを経由すること。
- ※ 配水管の水圧が高いときは、減圧弁又は定流量弁を設置すること。
- ※ φ25 mm以上であっても、加圧ポンプ式給水とする場合は、電磁弁等による流入制御が望ましい。

図9. 10 受水槽の内部構造及び警報（定水位弁）φ40mm以上



バルブ、ストレーナ、定流量弁を経由すること。

- ※1 警報盤から管理人室などで警報が確認できること。（満水、減水が確認できることが望ましい。）
- ※2 ボールタップは維持管理面を考慮して信頼できる複式ボールタップが望ましい。
- ※3 満水警報は、満水面と定常水位面のちょうど中間にセットすることが望ましい。
- ※4 定水位弁の吐水口には、波立ちを防止するため、受水槽底面より50 cm程度の位置にセットし、オーバーフロー管より高位置に真空破壊用の吐水口断面積の1/2以上の孔を空けること。
- ※5 定水位弁は、バルブ、ストレーナ、定流量弁を経由すること。
- ※6 配水管の水圧が高いときは、減圧弁又は定流量弁を設置すること。
- ※ φ40 mm以上の定水位弁は、電磁弁と子弁のボールタップを併用すること。
- ※ φ25 mm以上であっても、加圧ポンプ式給水とする場合は、電磁弁等による流入制御が望ましい。
- ※ φ50 mm以上は、定流量弁を設置すること。

2 貯水槽水道の維持管理

貯水槽水道の設置者（受水槽が設置されているビル等の所有者）は、水道法及び松山市水道事業給水条例等に基づいて、受水槽を適正に管理し、利用者の安全に配慮する責任がある。なお、貯水槽水道は受水槽の容量によって、簡易専用水道と小規模貯水槽水道に分類される。

簡易専用水道	簡易専用水道の設置者は、 <u>水道法</u> に定められた管理基準に従って維持管理を行うとともに、毎年1回以上定期的に、厚生労働大臣登録の検査機関の検査を受けなければならない。
小規模貯水槽水道	小規模貯水槽水道の設置者は、 <u>愛媛県飲用井戸等衛生対策要領</u> に定められた管理基準に従って維持管理を行うとともに、定期検査を受けなければならない。

※「建築基準法」により特定建築物に該当するビル等に設置する受水槽の管理については「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に従った維持管理が必要となる。

貯水槽水道の管理については、以下の内容を行う必要がある。

管理事項	内 容
水槽の掃除	水槽の掃除を毎年1回以上定期に行う。
水槽の点検と危険防止措置	水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずる。
定期的水質検査と水質異常時の検査	給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行う。
給水停止と利用者への周知	供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずる。

3 貯水槽水道の検査機関

貯水槽水道の水質並びに管理状況に関する検査については、厚生労働大臣の登録機関で行うこととなっている。

厚生労働省登録検査機関（水道法第34条の2第2項 登録機関）

検査機関	住 所	連絡先電話番号
公益財団法人 愛媛県総合保健協会	〒790-0814 愛媛県松山市味酒町1丁目10番地5	(089) 987-8206